

## 司法修習生に対する給付型の経済的支援を求める会長声明

2016年（平成28年）1月20日

兵庫県弁護士会

会長 幸 寺 覚

### 【声明の趣旨】

当会は、国会に対して、司法修習生への給付型の経済的支援（修習手当の創設）を内容とする裁判所法の改正を求める。

### 【声明の理由】

司法修習生への給付型の経済的支援（修習手当の創設）については、この間、日本弁護士連合会・各単位弁護士会に対して、多くの国会議員から賛同のメッセージが寄せられているが、先日、同賛同メッセージの総数が、衆参両院の合計議員数717名の過半数である359名を超えた。

メッセージを寄せられた国会議員は、与野党を問わず広がりを見せており、司法修習生への経済的支援の必要性についての理解が得られつつある。

そもそも、司法制度は、社会に法の支配を行き渡らせ、市民の権利を実現するための社会的インフラであり、国は、かかる公共的価値を実現する司法制度を担う法曹になる司法修習生を、公費をもって養成するべきである。このような理念のもとに、我が国では、終戦直後から司法修習生に対し給与が支払われてきた。しかし、2011年（平成23年）11月から、修習期間中に費用が必要な司法修習生に対しては、修習資金を貸与する制度（貸与制）に変更された。この修習資金の負債に加え、大学や法科大学院における奨学金の債務を負っている司法修習生も多く、その合計額が極めて多額に上る者も少なくない。法曹を目指す者は、年々減少の一途をたどっているが、こうした重い経済的負担が法曹志望者の激減の一因となっていることが指摘されているところである。

こうした事態を重く受け止め、法曹に広く有為の人材を募り、法曹志望者が経済的理由によって法曹への道を断念する事態が生ずることのないよう、また、司法修習生が安心して修習に専念できる環境を整えるため、司法修習生に対する給付型の経済的支援（修習手当の創設）が早急に実施されるべきである。

昨年6月30日、政府の法曹養成制度改革推進会議が決定した「法曹養成制度改革の更なる推進について」においても、「法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。」との一節が盛り込まれた。

これは、司法修習生に対する経済的支援の実現に向けた大きな一歩と評価することができる。法務省、最高裁判所等の関係各機関は、有為の人材が安心して法曹を目指すような希望の持てる制度とするという観点から、直ちに前向きかつ具体的な検討を開始し、国会は、給付型の経済的支援（修習手当の創設）を内容とする裁判所法の改正をすべきである。

以上